

## 公益社団法人長野県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあながの設置運営規程細則

### (目的)

第1条 この細則は、公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）権利擁護センターぱあとなあながの（以下「ぱあとなあ」という。）設置運営規程に定められている以外の細目について、必要な事項を定めるものとする。

### (運営委員会)

第2条 運営委員会は、定例で年4回開催する。その他に必要な場合は随時に開催することができる。

2 運営委員会の役員は、ぱあとなあ設置運営規程に定められている以外の次の業務を担う。

#### (1) 副委員長

- ① 成年後見人等定期報告書1次チェック、全件面談実施の課題の抽出
- ② 運営委員からの後見事務等に関する相談対応

#### (2) 事務局長

- ① 成年後見人等定期報告書1次チェック及び全件面談の結果の取りまとめ
- ② 成年後見人等の活動上の課題抽出・まとめ

#### (3) 運営委員

- ① 全件面談の割振り及び実施
- ② 家庭裁判所支部等からの後見人等候補者推薦依頼に対する調整
- ③ 家庭裁判所支部内会員名簿の提出と情報交換等の連絡調整
- ④ 担当ブロック内のケース会議・学習会の企画運営
- ⑤ 担当ブロック内会員の後見等事務に関する相談・助言

### (業務監査委員会)

第3条 業務監査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 司法関係者 2人 弁護士、司法書士
- (2) 医療関係者 2人 医師、精神保健福祉士
- (3) 学識経験者 2人 大学関係者、当事者関係団体の者
- (4) 本会会員 4人 ぱあとなあ会員、ぱあとなあ会員以外（各2人）

2 業務監査委員は、本会会長が指名し、理事会の承認を経なければならない。

3 業務監査委員長は、委員の互選とし本委員会を主宰する。

4 業務監査副委員長は、委員長に事故あるときに代理する。

5 委員会は、年1回開催し、必要に応じて随時に開催することができる。

### (業務監査の内容等)

第4条 業務監査の内容は、次のとおりとする。

- (1) 成年後見人等受任者及び法人後見等の活動に関すること。
- (2) ぱあとなあの運営に関すること。
- (3) ぱあとなあの事業に関すること。
- (4) その他

2 業務監査委員長は、監査の必要があると認める時は、ぱあとなあ役員及び成年後見人等受任者を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

3 業務監査委員会の内容は、記録し本会理事会に報告するものとする。

(秘密保持義務)

第5条 運営委員会及び業務監査委員及び出席者は、業務上知り得た個人情報に関する秘密を厳守しなければならない。なお、その職を離れた後も同様とする。

2 本会事務局及びばあとなあ事務局は、被後見人及び当該会員が特定されないことがないよう配慮しなければならない。

(改 廃)

第6条 この細則に定める事項のほか必要なことについては、本会会長が別に定める。

2 この細則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この細則は、平成27年11月14日より施行する。

2 この細則は、平成28年4月1日より施行する。